

## 木造公共施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県産材の利用を促進するため、木造公共施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助率)

第3条 知事は、補助対象経費の2分の1以内で、予算の範囲内で補助するものとする。

### (補助金交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添付して、別に定める日までに知事に提出すること。

### (補助事業の着手報告)

第5条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに、知事に事業着手報告書（第2号様式）を提出すること。

### (補助金の変更、中止、廃止申請)

第6条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更、及び補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更を除く。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、補助事業目的の変更及び別表1に掲げる重要な変更以外の変更とする。

### (状況報告)

第7条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況を遂行状況報告書（第4号様式）により提出させることができるものとする。

### (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、木材使用量に係る使用証明書（第5号様式）及び山梨県産材認証センターが交付する県産材管理票（県産材納入証明書）の写し又は山梨県

産材認証センターが発行する県産材証明書を添付し、実績報告書（第6号様式）を知事に提出すること。

#### （補助金の交付）

第9条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出すること。

#### （財産の処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、知事が別表2に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は木造公共施設整備事業費補助金財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （検査）

第11条 知事は、必要があると認めるときは職員をして実施に検査を行うことができる。

#### （書類の保存）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備・保管すること。

#### （書類の経由）

第13条 補助事業者が、規則及びこの要綱により知事に提出する書類は2部とし、補助事業者の所在地を管轄する林務環境事務所に提出すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める木造公共施設整備事業実施要領によるものとする。

附則

この要綱は平成15年7月11日から施行する。

この要綱は平成17年5月20日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年3月4日から施行する。

別表 1

事業種目	補助対象経費	補助事業者	重要な変更
共生対流促進施設整備	木造施設、木質内装、木製外構施設及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	市町村、地方公共団体の組合、PFI事業者	1 事業種目ごとの補助対象経費の20%を超える変更。 2 使用樹種の追加又は木材使用量の30%を超える減。
児童福祉施設木製遊具整備	木製遊具及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	市町村、PFI事業者、地方公共団体の組合、社会福祉法人	
学校関連施設整備	木造施設、木質内装、木製外構施設及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	市町村、PFI事業者、地方公共団体の組合	
先駆的施設整備	木造施設、木質内装、木製外構施設及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	市町村、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、地方公共団体の組合	
公共施設等再生整備	木造施設、木質内装、木製外構施設及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	市町村、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、地方公共団体の組合、	
木の香るまち等施設整備	木造施設、木質内装、木製外構施設及びこれら附帯施設の整備に要する経費。	社会福祉法人、医療法人、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業組合法人、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、一部事務組合、民間事業者	

注) 「公共施設等再生整備」及び「木の香るまち等施設整備」については、平成20年度事業に限る。

別表 2

施設名	転用制限基準	補助金の返還範囲
駐車場 (附帯道路を含む)	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設では初期の目的を達成することが困難となったとき。	全部又は一部

第1号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業費補助金交付申請書

年度において、木造公共施設整備事業を次のとおり実施したいので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

1 県補助金の額

2 事業の目的

### 3 事業の内容及び経費の配分

#### (1) 事業の内容

施設の名称	
建設場所	
事業量（建築面積）	
事業量（延床面積）	
構造	
着工（予定）年月日	
完成（予定）年月日	

#### (1) - 1 木材使用内容

部 材 名	樹 種	材 積	備 考
		m3	
合 計		m3	

※ 備考欄に県産材、県外産材、外材の別を記入する。

(2) 経費の配分

経費の区分	経 費 の 内 訳			備 考
	県補助金	市町村費	その他	
計				

※ 経費の区分は市町村付帯事務費及び事業費の別を記入する。以下同様。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収 入

経費の区分	予 算 （ 精 算 ） 額			計
	県補助金	市町村費	その他	
計				



(2) 支 出

経費の区分	予算（精算）額	積 算 基 礎	備 考
計			

6 添付書類

- (1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。
- (2) 補助金実績報告書には請負契約書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第2号様式

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
 名 称  
 代表者氏名 印

木造公共施設整備事業着手報告書

年度木造公共施設整備事業を実施するにあたり、次のとおり着手したので報告します。

施 設 名 事業量 (建築面積) 事業量 (延床面積) 事 業 費 県 補 助 金 額 請 負 金 額	
工 期  請 負 者 建 設 場 所 そ の 他	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完 成 ( 予 定 ) 年 月 日

※ 契約書、工事工程表、設計書、設計図面等関係書類を添付する。

第3号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった木造公共施設整備事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（第1号様式 3～5 による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。  
その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

第4号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業遂行状況報告書

年度木造公共施設整備事業の 年 月 日現在の遂行状況は、次のとおりです。

1 補助金交付状況

施設名	県補助金 交付決定額	県補助金受領額		備考
		月 日	金 額	

2 事業遂行状況

施設名	計画事業費(a)	出来高事業費(b)	進捗率(b/a)	備考

### 使用証明書

部 材 名	樹 種	材 積	備 考
		m3	
合 計			

※備考欄に県産材、県外産材、外材の別を記入する。

上記のとおり使用しました。

年 月 日

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

殿

住 所  
請負者 名 称  
代表者氏名

印

第 6 号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった木造公共施設整備事業を次のとおり実施したので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によりその実績を報告します。

(以下第 1 号様式に準ずる。)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった木造公共施設整備事業補助金について、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名  
預金種別・口座番号  
口座名義

(注)「出来高調書」を添付する。

第 8 号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

印

木造公共施設整備事業費補助金財産処分承認申請書

年度木造公共施設整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のおり処分したいので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類